

1/3 玉枝

原発60年超で対応案

規制委 30年以降10年ごとに劣化評価

原子力規制委員会は2日
の定例会で、最長60年とさ
れていた原発の運転期間が
延長された場合に対応した
安全規制の変更案について
検討を開始しました。東京
電力福島第一原発事故を踏
まえたルールがなくなる
として、老朽原発を動かし続
けることになりかねませ
ん。

Jの問題をあげた畠田文
雄議長が8月、原発の運転
定められた現在の原子炉等規

間

期間の延長を含む原発推進
方針を打ち出し、年末に具
体的な結論を出せるように
指示。これを受け資源エネ
ルギー庁は法律の改定を含
めた措置の検討を表明して
います。一方で規制委は、
「日本の検討状況の文書
では「運転期間に關する定
めが原子炉等規制法から他
法令に移される場合」も想
定している。

福島第一原発事故後に改
定された現在の原子炉等規

始から30年を超える原発に
ついて事故前の義務つけ
られている「高経年化技術
評価」を統合します。技術
評価は、30年以降10年ごと
に長期施設管理方針の認可
が必要です。

規制委では、原発の運転期間
は運転開始から原則40年と
されており、規制委が最長
の起原を運転開始後30年と
だけ認められることについて
とり、劣化評価などの実施
を義務づけます。また、延
長期間の劣化を考慮した
「長期施設管理計画」の策
定が義務づけられ、規制委
の認可が必要です。具体的
な認可基準は今後、規制委
で検討します。